



『確認シート』

～ 犬猫の譲渡を受けるにあたり

確認いただきたいこと～



犬猫の命を見送るまで、飼いつけることができますか？

計算してみましょう！



人の健康寿命：男性72歳、女性75歳

人の平均寿命：男性81歳、女性87歳



万が一、飼育できなくなった場合、代わりに飼育してくれる方はいますか？

考えてみましょう！

それはどなたですか？ 続柄を教えてください。	その方は、 どこにお住まいですか？	その方は、 何歳ですか？ 歳
---------------------------	----------------------	--------------------------



①申請者が65歳以上、②単身世帯（18歳以上65歳未満の方が1名のみの世帯の方）、③将来、引っ越しや転勤で犬猫が飼育できなくなる恐れがある方は、申請者が犬猫を飼育できなくなった場合に、代わりに犬猫の飼育を行っていただける方の誓約書が必要となります。

誓約者の方の条件 (主なもの) チェックしてください。	<input type="checkbox"/>	18歳以上65歳未満であること（自身で生計を立てている方）
	<input type="checkbox"/>	申請者と4親等以内の親族であること
	<input type="checkbox"/>	誓約者の居住場所は申請者の近隣※であること ※兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
	<input type="checkbox"/>	集合住宅及び賃貸住宅にお住まいの場合は、犬猫を飼育できることがわかる書類(管理規約等)を提出すること
	<input type="checkbox"/>	申請者が譲渡前に受けていただく講習会と一緒に受講すること
	<input type="checkbox"/>	飼育する犬猫の頭数は、代わりに飼育する犬猫を含め、犬猫合わせて3頭(匹)までであること

※申請者が60歳以上で、子犬、子猫を希望される場合は、60歳未満の方からの誓約書の提出をお願いしています。



その他、犬猫の飼育にあたり、お願いすること



飼育できる犬猫の頭数は、譲渡する犬猫を含め、犬猫合わせて3頭(匹)までとします。

※1回の申請で譲渡できる犬猫の数は、犬は1頭、猫は2匹までです。

譲渡の前と後に、自宅の訪問調査をさせていただきます。 ※事前にご連絡いたします。

不妊手術を受けていない犬猫の場合は、譲渡後に必ず受けてください。

犬



譲渡する犬の種類や性格によっては、飼育場所を屋内に限定する場合があります。

お留守の時間が、週20時間以上の場合は、子犬はお譲りできません。

猫



必ず屋内のみで飼育していただきます。

お留守の時間が、1日8時間を超える日が週4日以上ある場合は、子猫はお譲りできません。

上記を理解し、確認しました。

申請者氏名：